

修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）の概要

公認会計士 ^{いしはら こうじ} 石原 宏司

I. はじめに

2015年6月30日、企業会計基準委員会（ASBJ）は、修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）（Japan's Modified International Standards: Accounting Standards Comprising IFRSs and the ASBJ Modifications、略称「JMIS」）の公開草案（以下、「修正国際基準」という。）を公表した。

また、同日に金融庁は、修正国際基準の適用が制度上可能となるように、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等（以下、「連結財務諸表規則等改正（案）」という。）を公表し、7月30日までコメントを募集した。

本稿では、修正国際基準及び連結財務諸表規則等改正（案）の概要を解説する。なお、文中意見にわたる部分は私見である。

II. 修正国際基準の公表の経緯

2009年6月に、企業会計審議会から、「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」（以下、「中間報告」という。）が公表され、国際会計基準（IFRS）の任意適用等に関する提言が示された。その後、企業会計審議会では我が国におけるIFRSの適用のあり方が継続的に審議され、2013年6月には、「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」（以下「当面の方針」という。）が公表された。

「当面の方針」では、単一で高品質な国際基準の策定という目標がグローバルに実現されていくことは、世界経済の効率化・活性化を図る観点から有効であり、我が国としてこの目標を実現していくために主体的に取り組むことは、日本の企業活動、資金調達に有益であるとともに、日本市場の国際競争力を確保する観点からも重要であるとされている。そのうえで、IFRSの任意適用の積上げを図ることが重要であるとされ、その方策の一つとして、IFRSのエンドースメント手続の導入が提言され、会計基準の策定能力を有するASBJにおいて検討を

行い、ASBJが検討したIFRSの個々の会計基準について、金融庁が指定する方式を採用することが適当であるとされた。

この「当面の方針」の公表を受け、ASBJでは、2013年7月に財務諸表の作成者、利用者、監査人及び学識経験者から構成される「IFRSのエンドースメントに関する作業部会」を設置して検討を行った成果として、2014年7月31日に修正国際基準の公開草案を公表し、2014年10月31日までコメントを募集した。

コメント募集期間後、ASBJでは公開草案に寄せられた意見について審議を行い、2015年6月30日に修正国際基準が公表された。

III. エンドースメント手続

1. エンドースメント手続の概要

「当面の方針」では、エンドースメント手続は、国際会計基準審議会（IASB）により公表された会計基準及び解釈指針（以下、「ピュアIFRS」という。）について、我が国で受け入れ可能か否かを判断したうえで、必要に応じて、一部の会計基準及び解釈指針（以下、「会計基準等」という。）について「削除又は修正」して採択する仕組みとされている。このエンドースメント手続は指定国際会計基準の指定とは別の制度として行われ、エンドースメント手続を経て「削除又は修正」を加えた会計基準等は修正国際基準として公表される。

具体的なエンドースメント手続は、以下の手順による。

- (1) IASBにより新規の又は改正された会計基準等が公表される。
- (2) ASBJにおいて当該会計基準等について「削除又は修正」せずに採択することができるか否かについて検討を行う。ここで、「削除又は修正」とは、会計基準等の全部、一部の条項又は条項の一部を適用しないこと及び会計基準等の一部の条項に追加又は修正を加えることをいう。
- (3) 当該会計基準等について「削除又は修正」を行わずに採択する場合には、その旨の

- 公開草案を公表する。また、「削除又は修正」を行って採択する場合には、ASBJによる修正会計基準の公開草案を作成し、公表する(「4. 修正国際基準の適用」参照)。
- (4) 公開草案に寄せられた意見を踏まえ、ASBJにおいて審議を行い、最終的な採択を行う。

修正国際基準は、2012年12月31日現在でIASBにより公表されている会計基準等を対象にエンドースメント手続を行い(以下「初度エンドースメント手続」という。)、公表された。

2. エンドースメント手続の意義

現在、IFRSの任意適用において使用されている指定国際会計基準については、ピュアIFRSの一部を指定しないことも可能な枠組みとなっているが、その一部を修正する手続を念頭に置いた規定とはなっていない。現時点では、IASBにより公表された会計基準等のすべてが指定されており、結果として指定国際会計基準はピュアIFRSと同一のものとなっている。「当面の方針」では、指定国際会計基準は、実態的にはピュアIFRSのアドプションとなっているとしたうえで、ピュアIFRSを適用する意図で既に任意適用している企業が存在することなどを踏まえ、ピュアIFRSの適用は維持する必要があるとされている。

それに加え、エンドースメント手続を行い、我が国における会計基準に係る基本的な考え方と合わない場合及び実務上の困難さがある場合において、一部の会計基準等を「削除又は修正」して採択する仕組みを設けることにより、IFRSをより柔軟に受け入れることが可能となるとともに、「削除又は修正」する項目についての我が国の考え方を意見発信することが可能となるとされている。

ここでいう我が国における会計基準に係る基本的な考え方には、企業の総合的な業績指標としての当期純利益の有用性を保つことなどが含まれる。この基本的な考え方は、会計基準は、企業経営に規律をもたらすべきものであり、その結果、企業の持続的成長、長期的な企業価値の向上に資する役割を担うとの考えを背景とするとされている。初度エンドースメント手続では、既存の会計基準等を対象に、我が国における会計基準に係る基本的な考え方等に照らして受入れ可能か否かを検討しており、既存の会計基準等に対する我が国の考え方を、適用可能な1組の会計基準として表明することになったとされている。また、エンドースメント手続における議論を通じて、我が国の市場関係者におけるIFRSへの理解とより高品質な基準開発に向けた裾野の広い議論が深まることが期待されるとしている。

なお、初度エンドースメント手続において、実務

上の困難さへの対応が検討されたが、その過程においてより我が国の実情に即した適用を可能とするために、ガイダンスや教育文書の作成について検討することが議論された。今後、ASBJでは、ガイダンスや教育文書の作成は、指定国際会計基準に関する実務への影響を勘案し、検討対象を指定国際会計基準と修正国際基準の双方とするかも含めて、さらに検討を行っていく予定であるとされている。

3. ピュアIFRSとの関係

IFRSのエンドースメント手続は、究極的に単一で高品質な国際基準が達成されることを目指す中で、我が国におけるIFRSの適用を促進するための取組みであるとされている。また、修正国際基準で行われたピュアIFRSに対する限定的な「削除又は修正」については、将来的な我が国及びIASBの議論次第では解消され得るものであると考えられ、当面の取扱いとし、意見発信を続けることが適当であるとされている。

4. 修正国際基準の適用

修正国際基準を適用する場合には、公表文書に含まれる「修正国際基準の適用」に従って基準を適用することになる。「修正国際基準の適用」は、修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成する場合には、ASBJが採択したピュアIFRSの規定に、ASBJの修正会計基準による「削除又は修正」を加えた規定に準拠しなければならないとしている。

このように、ピュアIFRSを直接「削除又は修正」することなく、「削除又は修正」した箇所についてASBJによる修正会計基準を公表することによって、財務諸表利用者が「削除又は修正」の内容を容易に識別することができるようになり、また、「削除又は修正」を行った理由をより明瞭に示すために、主要な論点ごとに修正会計基準にまとめることが適切とされている。さらに、IFRSを直接「削除又は修正」しないことにより、修正国際基準がIFRSから派生したものであることがより明らかになるとされている。

5. エンドースメント手続の対象

(1) 修正国際基準(初度エンドースメント手続)

修正国際基準では、IASBにより2012年12月31日現在で公表されている次の会計基準等をエンドースメント手続の対象としている。

- ① 国際財務報告基準13本
- ② 国際会計基準28本
- ③ IFRIC解釈指針17本
- ④ SIC解釈指針8本

なお、IASBの「財務報告に関する概念フレームワーク」については、エンドースメント手続の対象に含まないこととされている。

(2) 今後のエンドースメント手続

初度エンドースメント手続終了後は、2013年12月31日現在でIASBにより公表されている会計基準等のエンドースメント手続を早期に完了し、その後、2013年12月31日より後にIASBにより公表された会計基準等のエンドースメント手続に着手することを予定するとされている。

6. 「削除又は修正」の判断基準

「当面的方針」では、任意適用を前提としたうえで、ピュアIFRSをエンドースメントする際の判断基準としては、公益及び投資者保護の観点から、例えば、次の点を勘案すべきであるとされている。

- 会計基準に係る基本的な考え方
- 実務上の困難さ（作成コストが便益に見合わない等）
- 周辺制度との関連（各種業規制などに関連して適用が困難又は多大なコストを要することがないか）

上述の判断基準に従い、エンドースメント手続を行ううえでは、次の理由から、「削除又は修正」を必要最小限とすること、すなわち、可能な限り受け入れることとしたうえで、十分な検討を尽くし、我が国における会計基準に係る基本的な考え方及び実務上の困難さの観点からなお受け入れ難いとの結論に達したもののみを「削除又は修正」することが適切であるとされている。

- IFRSは所定のデュー・プロセスを経て開発及び公表されたものであり、また、ASBJ及び我が国の市場関係者も関与して開発されていること。
- 多くの「削除又は修正」が行われた場合、市場関係者に修正国際基準がIFRSから派生したものと受け止められない可能性があること。
- 各国又は地域におけるエンドースメント手続の状況をみると、ピュアIFRSについて、「削除又は修正」を行っている国又は地域は限られており、「削除又は修正」を行っている場合においても、必要最小限にとどめていること。
- ピュアIFRSとの比較可能性に配慮すること。
- 少数の項目に絞ることによって、我が国の考え方をより強く表明することができると思われること。

なお、必要最小限とする観点から「削除又は修正」を行わなかったもののうち、これまで国際的な意見発信を行っている項目については、今後も意見発信を続ける必要があるとされている。

IV. 初度エンドースメント手続における検討

1. 論点の抽出

ASBJでは、ピュアIFRSについて、「削除又は修正」を行わずに採択することが可能か否かを検討するために、2012年12月31日現在の会計基準等と日本基準を比較することにより、論点の抽出が行われた。また、同時に、どのような項目についてガイドランスや教育文書の作成が必要となり得るかについても検討を行い、論点の抽出が行われた。このような検討の結果、約30の論点が抽出された。これらの論点は、「①会計基準に係る基本的な考え方に重要な差異があるもの」と「②任意適用を積み上げていくうえで実務上の困難さがあるもの（周辺制度との関連を含む。）」に大別される。

(1) 会計基準に係る基本的な考え方に重要な差異があるもの

「会計基準に係る基本的な考え方に重要な差異があるもの」として、主として、次の項目が識別されている。

- のれんの非償却
- その他の包括利益（OCI）のリサイクリング処理及び当期純利益（純損益）に関する項目
- 公正価値測定範囲
- 開発費の資産計上

これらについては、財務諸表の利用者に対して企業の適切な財政状態や経営成績等を開示するにあたり、懸念が示された項目である。

① のれんの非償却

IFRSではのれんの償却が禁止されており、減損のみが行われることとされている（IFRS第3号「企業結合」）。ASBJは、のれんは、投資原価の一部であり、企業結合後の成果に対応させて費用計上すべきものであり、償却すべき資産としている。したがって、のれんの非償却については、我が国における会計基準に係る基本的な考え方と相違が大きいため、修正国際基準では、「削除又は修正」を行ったうえで採択することとされた。

これを受け、ASBJは、ASBJによる修正会計基準第1号「のれんの会計処理」において、IFRSにおいては非償却である企業結合で取得したのれんと、持分法で会計処理される関連会社又は共同支配企業に対する投資に係るのれんを、（20年を超えない）耐用年数にわたって、定額法その他の合理的な方法により規則的に償却するよう「削除又は修正」した。なお、「削除又は修正」を行うに至った詳細な理由は、ASBJによる修正会計基準第1号「のれ

んの会計処理」の結論の背景に記載されている。

② その他の包括利益（OCI）のリサイクリング処理及び当期純利益に関する項目

IFRSでは、次の項目について、OCIに計上した後、当期純利益に組替調整（リサイクリング処理）しない会計処理、いわゆるノンリサイクリング処理を採用している。

- 「OCIを通じて公正価値で測定する資本性金融商品への投資の公正価値の変動（IFRS第9号「金融商品」）」
- 「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債の発行者自身の信用リスクに起因する公正価値の変動（IFRS第9号「金融商品」）」
- 「確定給付負債又は資産（純額）の再測定（IAS第19号「従業員給付」）」
- 「有形固定資産及び無形資産の再評価モデルに係る再評価剰余金（IAS第16号「有形固定資産」及びIAS第38号「無形資産」）」

ASBJは、これらのノンリサイクリング処理によって、当期純利益の総合的な業績指標としての有用性が低下するとしている。したがって、有形固定資産及び無形資産の再評価モデルに係る再評価剰余金を除く、すべてのノンリサイクリング処理は、我が国における会計基準に係る基本的な考え方と相違が大きいと、修正国際基準では、「削除又は修正」を行ったうえで採択することとされた。

これを受け、ASBJは、ASBJによる修正会計基準第2号「その他の包括利益の会計処理」において、IFRSにおけるOCI項目のノンリサイクリング処理に関する規定を以下のとおり「削除又は修正」した。なお、「削除又は修正」を行うに至った詳細な理由は、ASBJによる修正会計基準第2号「その他の包括利益の会計処理」の結論の背景に記載されている。

(ア) OCIを通じて公正価値で測定する資本性金融商品への投資の公正価値の変動

- 認識の中止を行う際に、過去にOCIに認識した利得又は損失の累計額を、その他の包括利益累計額から純損益に振り替える。
- 投資が減損しているという客観的な証拠がある場合には、過去にOCIに認識した損失の累計額は、その他の包括利益累計額から純損益に振り替える。純損益に認識された減損損失は、戻し入れてはならない。

(イ) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債の発行者自身の信用リスクに起因す

る公正価値の変動

- 純損益を通じて公正価値で測定するものとして指定し、発行者自身の信用リスクに起因する公正価値の変動をOCIに表示することが要求されている金融負債の認識の中止を行う際には、過去にOCIに認識した利得又は損失の累計額を、その他の包括利益累計額から純損益に振り替える。なお、当期の確定給付負債又は資産（純額）の再測定の発生額について、翌期から純損益に組替調整額として振り替える方法を用いることができる。

(ウ) 確定給付負債又は資産（純額）の再測定

- OCIに認識し資本の独立の区分に累積していた確定給付負債又は資産（純額）の再測定は、原則として各期の発生額について、平均残存勤務期間（予想される退職時から現在までの平均的な期間）で按分した額を、每期その他の包括利益累計額から純損益に振り替える。ただし、当期の確定給付負債又は資産（純額）の再測定の発生額について、翌期から純損益に振り替える方法を用いることができる。
- OCIに認識し資本の独立の区分に累積していた確定給付負債又は資産（純額）の再測定の累計額を、その他の包括利益累計額から純損益に振り替える年数を開示する。

なお、有形固定資産及び無形資産の再評価モデルに係る再評価剰余金についてもノンリサイクリング処理であるが、実体資本維持の概念に基づくものかどうか議論されているものであり、この項目以外のOCIのノンリサイクリング処理とは異なる側面が見受けられるため、「削除又は修正」を行わずに採択することとされた。

③ 公正価値測定の範囲

公正価値測定の範囲については、当期純利益を計算するうえで密接に関連する項目であり、我が国では重要な論点と考えられている。ASBJは、基本的に、保有資産の値上がりを期待した投資に生じる価値の変動を除き、資産及び負債の価値の変動を当期純利益に含めて認識することは適切でないとしている。このような観点からは、次の論点について、適切ではない部分が含まれているとされている。

- 「有形固定資産及び無形資産の再評価モデル（IAS第16号「有形固定資産」及びIAS第38号「無形資産」）」
- 「投資不動産の公正価値モデル（IAS第40号

- 「投資不動産」)
●「相場価格のない資本性金融商品への投資に関する公正価値測定 (IFRS第9号「金融商品」)」
●「生物資産及び農産物の公正価値測定 (IAS第41号「農業」)」

しかしながら、「削除又は修正」を必要最小限とする観点から、ASBJはこれらの論点について、修正国際基準では、会計基準等の「削除又は修正」を行わずに採択することとされた。

④ 開発費の資産計上

開発費の資産計上 (IAS第38号) については、提供される情報の有用性への懸念から、開発局面での支出の資産計上の目的適合性について疑問が示された。しかしながら、同様に、「削除又は修正」を必要最小限とする観点から、ASBJはこの論点について、修正国際基準では、会計基準等の「削除又は修正」を行わずに採択することとされた。

(2) 任意適用を積み上げていくうえで実務上の困難さがあるもの (周辺制度との関連を含む。)

「任意適用を積み上げていくうえで実務上の困難さがあるもの (周辺制度との関連を含む。)」については、どのような項目について「削除又は修正」を行わずに採択することが可能か否か、及びガイダンスや教育文書の作成が必要かの観点から、論点の抽出が行われた。その結果、抽出された論点は、「会計基準の適用、解釈に関する項目」、「その他の重要な実務上の困難さを含む会計処理に関する項目」及び「開示に関する項目」に大別された。

① 会計基準の適用、解釈に関する項目

会計基準の適用、解釈に関する項目については、例えば、「減価償却方法の選択 (定率法、定額法の選択) (IAS第16号)」、「相場価格のない資本性金融商品への投資に関する公正価値測定 (IFRS第9号)」、「子会社、関連会社の報告日が異なる場合の取扱い (IFRS第10号「連結財務諸表」及びIAS第28号「関連会社及び共同支配企業に対する投資」)」などが抽出されたが、ASBJは、公開草案の公表時に、これらについて「削除又は修正」を行わず、ガイダンス*1や教育文書*2の作成を検討することを提案した。

これに対して、ガイダンスや教育文書を作成することを支持する意見が多く聞かれた一方、修正国際基準としてガイダンスや教育文書を公表するのではなく、指定国際会計基準でも適用することができるようなガイダンスや教育文書を作成すべきという意

見や、修正国際基準としてガイダンスや教育文書を公表した場合における指定国際会計基準への影響を懸念する意見が聞かれた。

寄せられた意見を踏まえて審議を行った結果、ガイダンスや教育文書については、指定国際会計基準に関する実務への影響を勘案し、検討する対象を指定国際会計基準と修正国際基準の双方とするかも含めて、今後さらに検討を行っていくとされている。

なお、ガイダンスについては、実質的な「削除又は修正」とならないよう留意しつつ、国際的な議論と整合させるために、IFRSを採用している諸外国における取組みを参考として、IFRS 解釈指針委員会への論点の提出やIFRS 解釈指針委員会で取り上げられなかった場合の対応を含めた具体的な検討プロセスのあり方について検討を行っていくこととされている。また、教育文書に関しても、実質的な解釈とならないように留意しつつ、IFRSの基準に対する実務的な対応方法などについて公表することを検討することとされている。

今後、我が国でIFRSの任意適用を積み上げていくためには、適用や解釈のあり方について、さらに検討を進める必要があるとされている。その際、規範性を有するガイダンスを開発する場合には、IFRSを適用している諸外国での取組みを参考にするとともに、必要に応じて、IFRS解釈指針委員会と論点の共有を図りつつ、検討を進めることが適切とされている。

② その他の重要な実務上の困難さを含む会計処理に関する項目

その他の重要な実務上の困難さを含む会計処理に関する項目については、影響する業種や企業が一定程度限定されるものの、影響が生じる場合には、IFRSの適用そのものが極めて困難となるほどの重要性があるものが含まれる。そのような論点としては、例えば、「機能通貨 (IAS第21号「外国為替レート変動の影響」)」に関する論点が抽出されている。他にも主に業種固有の論点がいくつかあり、例えば特定の業種において適用されている減価償却方法に関する論点などが抽出された。

これらの項目については、現在の任意適用の状況及び「削除又は修正」を必要最小限とする観点から、修正国際基準では、「削除又は修正」を行わないこととされた。今後のIFRSの任意適用の進展に伴って、将来的に取扱いを見直す必要が生じる可能性も考えられるとされている。

③ 開示に関する項目

開示に関する項目については、年度の注記及び四

*1 「基準の適用にあたって遵守することが求められるもの」と整理されている。

*2 「基準の適用にあたって参考となるもの」と整理されている。

半期の開示（第1四半期及び第3四半期の本表及び注記）について、コストと便益の観点から、一部の項目について懸念が聞かれた。これらの開示に関する項目については、財務諸表における開示のあり方が外観上、大きく異なり得ることになること及び「削除又は修正」を必要最小限とする観点から、修正国際基準では、「削除又は修正」を行わないこととされた。

V. 適用時期等

修正国際基準は、2016年3月31日以後終了する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用することができ、四半期財務諸表に関しては、2016年4月1日以後開始する連結会計年度に係る四半期連結財務諸表から修正国際基準を適用することができる。

VI. 連結財務諸表規則等改正（案）の概要

2015年6月30日に金融庁は、修正国際基準の適用が制度上可能となるように、連結財務諸表規則等改正（案）を公表し、7月30日までコメントを募集した。以下では、修正国際基準の適用に関連する連結財務諸表規則等改正（案）の概要を解説する。

1. 修正国際基準の適用対象の企業

連結財務諸表規則等改正（案）では、以下の要件を満たす株式会社（修正国際基準特定会社）が提出する連結財務諸表の用語、様式及び作成方法は、修正国際基準に従うことができることが提案されている（連結財務諸表規則改正案第1条の3、第94条）。

- 有価証券届出書又は有価証券報告書において、連結財務諸表の適正性を確保するための特段の取組みに係る記載を行っている。
- 修正国際基準に関する十分な知識を有する役員又は使用人を置いており、修正国際基準に基づいて連結財務諸表を適正に作成することができる体制を整備している。

修正国際基準は、連結財務諸表、四半期連結財務諸表（四半期連結財務諸表規則改正案第1条の3、第94条）、中間連結財務諸表（中間連結財務諸表規則改正案第1条の3、第88条）に対して適用可能とすることが提案されている。しかし、指定国際会計基準と異なり、連結財務諸表を作成していない会社が日本基準の単体財務諸表に追加して修正国際基準

の単体財務諸表を開示することを認めていない。

2. 修正国際基準の指定

特定団体^{*3}において国際会計基準を修正することにより作成及び公表を行った企業会計の基準のうち、公正かつ適正な手続の下に作成及び公表が行われたものと認められ、公正妥当な企業会計の基準として認められることが見込まれるものを金融庁長官が定め、官報で告示する（連結財務諸表規則第94条）。

また、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年金融庁告示第四十九号）」の改正案では、第4条において、修正国際基準は、（特定日）までにASBJの名において公表が行われた修正国際基準であって、「修正国際基準の適用」と以下の「修正会計基準」で構成されるとされている。

- ASBJによる修正会計基準第1号「のれんの会計処理」
- ASBJによる修正会計基準第2号「その他の包括利益の会計処理」

3. 並行開示

(1) 修正国際基準を適用する場合

修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合、有価証券報告書（有価証券届出書）の第2【事業の状況】1【業績等の概要】において、以下の開示が求められる。なお、これらの開示は監査対象外となる。

- 修正国際基準により連結財務諸表を作成した初年度には、これまで適用していた基準（日本基準、指定国際会計基準、米国基準）による要約連結財務諸表（2期分）と連結財務諸表を作成するための重要な事項の変更に関する事項（2期分）を開示する。ただし、初めて提出する有価証券届出書に修正国際基準により作成した連結財務諸表を記載する場合には、これらの開示は不要である。（開示府令改正案第2号様式記載上の注意（30）f）
- 修正国際基準により連結財務諸表を作成した場合には、毎期、日本基準による連結財務諸表の主要な項目と修正国際基準による連結財務諸表の主要な項目との差異に関する事項（2期分）の概算額を開示する。ただし、これまで適用していた基準が米国基準である場合には、この開示は不要である。（開示府令

*3 企業会計の基準についての調査研究及び作成を業として行う団体であって、連結財務諸表規則第1条第3項第1号から5号までの要件のすべてを満たすもの。

改正案第2号様式記載上の注意 (30)e)

(2) 修正国際基準適用会社が、指定国際会計基準を適用する場合

これまで、修正国際基準を適用していた会社が、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合、有価証券報告書（有価証券届出書）の第2【事業の状況】1【業績等の概要】において、以下の開示が求められる。なお、これらの開示は監査対象外となる。

- 指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した初年度には、これまで適用していた修正

国際基準による要約連結財務諸表（2期分）と連結財務諸表を作成するための重要な事項の変更に関する事項（2期分）を開示する。（開示府令改正案第2号様式記載上の注意(30)d）

- 修正国際基準を適用していた会社が、指定国際会計基準により連結財務諸表を作成した場合にも、毎期、日本基準による連結財務諸表の主要な項目と指定国際会計基準による連結財務諸表の主要な項目との差異に関する事項（2期分）の概算額を開示する。（開示府令改正案第2号様式記載上の注意 (30)c）

以上

デロイト トーマツ Web サイトのご案内 IFRS/国際財務報告基準(国際会計基準)

<http://www.deloitte.com/jp/ifrs/>

デロイト トーマツ グループでは、統一した高品質のIFRS関連サービスを広範に提供することを目的として、IFRSの専門家集団、「トーマツIFRS推進」を設置し、Webサイトでも最新の情報発信や各種サービスの提供を行っています。ぜひご活用ください。

- **デロイト トーマツのIFRSサービス**

デロイト トーマツのIFRSサービスの特徴/IFRSサービスメニュー/IFRS導入の指針

- **IFRSとは**

IFRSの歴史/IFRSの構成/IFRSの特徴/各国のIFRS適用状況/日本及び米国におけるIFRSをめぐる動向/IFRS関連略称/日本のIFRSの動向/世界のIFRSの動向

- **解説記事**

IFRS基準別の解説/IFRS公開草案等の解説/IFRSと日本基準の会計基準差異/IFRS業種別トピックス/IFRS関連ニュースレター

- **セミナー**

IFRSセミナー/IFRSオンラインセミナー

- **出版物**

市販書籍/デロイトの出版物

お問合せ先 **トーマツ IFRS推進** Tel:03-6213-1168 E-mail:jp_ifrs_service@tohatsu.co.jp